

第4章 具体的な取組



第4章 具体的な取組

4-1 生活環境（身近な環境の保全について、一人ひとりが意識して取り組むまち）

（1）良好な大気環境の確保

1）現況と課題

○沖縄県が実施する大気汚染常時監視測定結果によると、本市の過去10年間のにおける与那城測定局と沖縄測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれの項目も環境基準を満たしています。

○本市の与那城測定局（平成17年度から平成24年度）と沖縄測定局（過去10年間）における光化学オキシダントの測定結果は、環境基準（年間を通じて1時間値が0.06ppm以下）を超過していました。なお、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置（光化学オキシダント注意報）を発令する1時間値0.12ppmを超えることはありませんでした。

○微小粒子状物質“PM2.5”の測定は、平成23年度から沖縄測定局において測定を実施しています。その結果、測定開始以降、1日平均値が33.5～34.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲内で推移しており、環境基準の35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下を満たしています。

○本市における過去10年間の公害苦情受理件数は、悪臭が380件で最も多く、次いで大気汚染が217件となっています。公害苦情受理件数で最も多かった悪臭の内訳について、平成25年度でみると、野焼きが66件で最も多く、次いで排水路が7件、豚舎が5件の順になっています。市民アンケートにおいて最も関心のある環境問題として「海辺や海の汚れ」の次に「悪臭」が挙げられており、地域の悪臭に対する関心度の高さが伺えます。



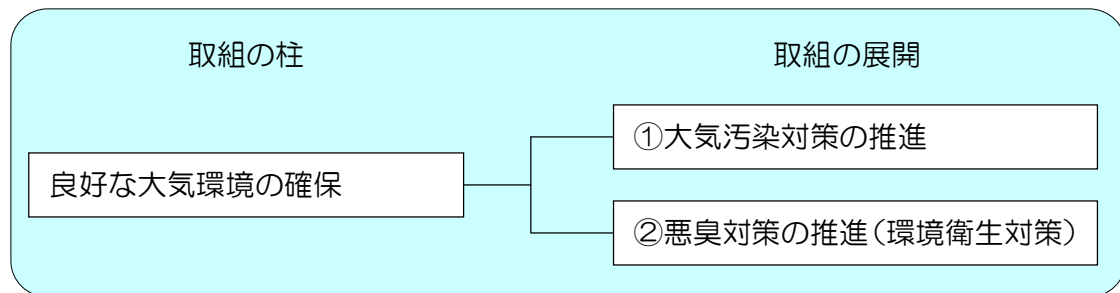
美島環境クリーンセンター



イベント時のごみ分別普及啓発

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
二酸化硫黄	環境基準達成 (平成 25 年度)	環境基準達成
二酸化窒素	環境基準達成 (平成 25 年度)	環境基準達成
浮遊粒子状物質	環境基準達成 (平成 25 年度)	環境基準達成
光化学オキシダント	環境基準一部未達成 (平成 25 年度)	環境基準達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	環境基準達成 (平成 25 年度)	環境基準達成
悪臭苦情 (件数)	89 件 (平成 25 年度)	減 少

※ 環境基準値を、資料編（資-9）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①大気汚染対策の推進

- ・ 沖縄県が実施する大気質調査（近隣の測定局）による、大気状況の把握に努めます。
- ・ 「大気汚染防止法」や「沖縄県生活環境保全条例」によるばい煙・粉じん発生施設の把握に努めます。

②悪臭対策の推進（環境衛生対策）

- ・ 悪臭の発生源となる畜舎等については、衛生管理に対する適切な指導を行うとともに、監視体制の強化を図ります。
- ・ 悪臭に対する苦情には迅速な対応に努めます。

●事業者

- ・ 自動車を多く使用する事業場では、従業員に対してエコドライブの推進に努めます。
- ・ 工場、事業場等から発生する排ガスの実態や低減対策の情報公開に努めます。
- ・ 事業場や畜舎等から発生する悪臭の抑制に努めます。

●市民等

- ・ 自動車からの排ガス低減のため、自家用車の使用を自粛し、公共交通機関等の利用に心がけます。
- ・ 大気汚染に関する環境調査に協力します。
- ・ 家庭ごみ等は、屋外での焼却を行わず、また、悪臭の抑制に努めます。

(2) 良好な水質環境の確保

1) 現況と課題

○本市の下水道の人口普及率は過去 10 年間で 57.0%から 67.9%となっており、約 10%増加しています。また、水洗化率（接続率）は過去 10 年間で 66.0%から 84.4%となり、約 18%増加しています。

○下水道の水洗化率（接続率）向上対策については、ホームページやパンフレット等で周知を図っています。なお、整備が進まない地域においては、地域内の公道が少なく、幅員も狭いため下水道の敷設に困難な面もあり、道路整備と併せて地域の特性に合わせた整備を進めることが課題となっています。

○浄化槽使用人口は、平成 14 年度の 66,682 人から平成 23 年度の 46,652 人と減少にありますが、公共下水道使用人口は、平成 14 年度の 41,085 人から平成 23 年度の 63,348 人と増加にあります。

○石川川の河口部における底質の懸濁物質含量（SPSS）^{注 1} は、1995 年から 2001 年で 300kg/m³前後（ランク 7）でしたが、2002 年以降は 100 kg/m³前後（ランク 6）で推移しています。

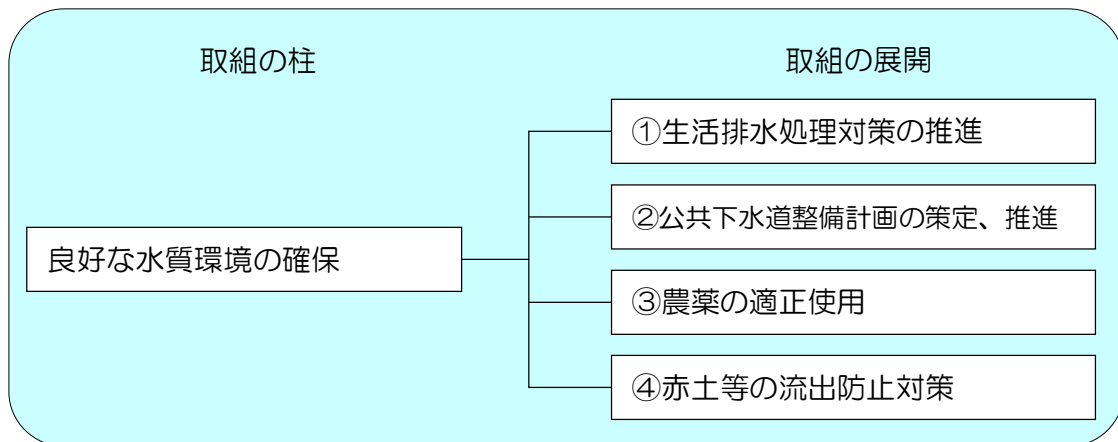
○本市の公共用水域では、沖縄県と本市により水質調査（BOD、COD）が行われています。沖縄県では、天願川 6 地点、与勝海域 5 地点、金武湾 4 地点のうち、天願川の 1 地点以外の全ての地点において環境基準を満たしていました（平成 24 年度）。一方、本市が平成 20 年度に実施した水質調査結果（後期調査）を見ると、天願川 15 地点中 3 地点が環境基準を超過し、山田川では 5 地点中 3 地点が環境基準を超過していました。

注 1：底質中懸濁物質含量（SPSS）の測定評価ランクと底質の関係

- 1：水中で砂をかき混ぜてもほとんど濁らない。
- 2：水中で砂をかき混ぜても懸濁物質の舞い上がりを確認しにくい。
- 3：水中で砂をかき混ぜると懸濁物質の舞い上がりが確認できる。
- 4：見た目ではわからないが、水中で砂をかき混ぜると懸濁物質で海が濁る。
- 5a：注意して見ると底質表層に懸濁物質の存在がわかる。
- 5b：底質表層にホコリ状の懸濁物質がかぶさる。
- 6：一見して赤土等の堆積がわかる。底質攪拌で赤土等が色濃く懸濁。
- 7：干潟では靴底の模様がくっきり。赤土等の堆積が著しいがまだ砂を確認できる。
- 8：立つと足がめり込む。見た目は泥そのもので砂を確認できない。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
公共下水道の普及率	67.9% (平成 25 年度)	73.0% (平成 28 年度)
水洗化率	84.4% (平成 25 年度)	87.0% (平成 28 年度)
合併処理浄化槽設置基数	2,430 基 (平成 25 年度)	3,000 基 (平成 28 年度)
水質汚濁	環境基準一部未達成 (平成 24 年度)	環境基準達成

※ 水質汚濁以外の目標値は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

※ 環境基準値を、資料編（資-10）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①生活排水処理対策の推進

- ・ 公共下水道への水洗化率（接続率）の向上を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置・維持管理を促進し、し尿の適正処理、水質汚濁の抑制を図ります。
- ・ 公共下水道事業の計画区域外については、生活排水処理対策として農業及び漁業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置を促進します。

②公共下水道整備計画の策定、推進

- ・ 公共下水道整備計画を策定し、その計画に沿った認可区域の拡大と事業の推進を図ります。

③農薬の適正使用

- ・農薬使用基準の情報発信と周知徹底を図るよう努めます。

④赤土等の流出防止対策

- ・「沖縄県赤土等流出防止条例」に準じた届出や沖縄県が実施するモニタリング結果についての情報の把握に努めます。

●事業者

- ・公共下水道が整備された地域では、速やかな接続に努めます。
- ・公共下水道の整備が行われていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。
- ・農地や工事現場では赤土等の流出防止の対策に努めます。
- ・農薬の適正使用に努めます。
- ・大規模工事の場合には、「沖縄県赤土等流出防止条例」に従った手続きと対策を行います。

●市民等

- ・公共下水道が整備された地域では、速やかな接続に努めます。
- ・公共下水道の整備が行われていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。
- ・農地からの赤土等の流出防止に努めます。
- ・農薬の適正使用に努めます。

(3) 静かな生活環境の確保

1) 現況と課題

○自動車騒音の測定は、沖縄県の実施により、本市の5カ所において平成16年度から平成21年度の間で不定期に実施されています。調査の結果、全ての地点において、昼間、夜間ともに環境基準を満たしています。

○沖縄県が実施する航空機騒音の測定は、嘉手納飛行場の離着陸航空路付近に位置する美原と昆布測定局で実施されています。なお、平成25年度からみどり町、仲嶺、勝連南風原の各測定局が新設され測定が行われています。

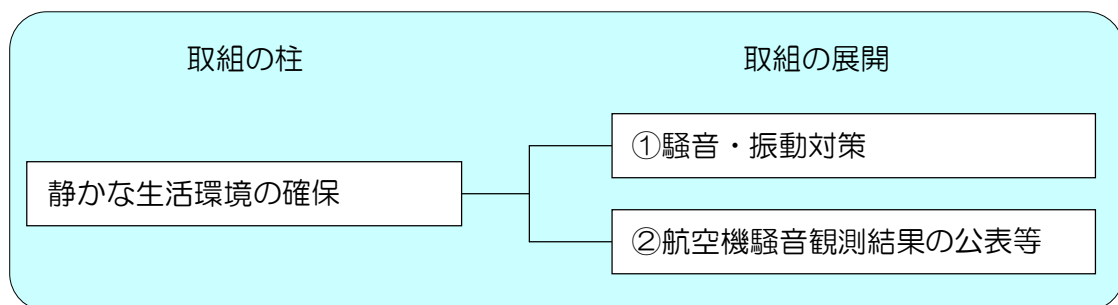
平成25年度における測定の結果、Ⅰ類型に位置する美原と昆布測定局では改正前の環境基準値（WECPNL）^{注1}の70を超過しています。また、Ⅱ類型に位置するみどり町測定局においては、改正前の環境基準（WECPNL）の75を超えることはなく、環境基準を満たしています。

一方、類型指定外の仲嶺、勝連南風原測定局のWECPNL値は、Ⅰ類型（70以下）として評価した場合、59と62で、環境基準値を下回っています。

○本市が実施する航空機騒音の測定は、平成25年度を初年度として市役所本庁、市民芸術劇場、与勝中学校の3地点において測定を行っています。これによると、月間発生回数^{注2}が最も多かった月は、市役所本庁の9月（325回）、市民芸術劇場の12月（280回）、与勝中学校では1月（341回）となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



注1：航空機騒音の環境基準

航空機騒音の環境基準「W値（WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル）」は、平成25年4月1日から「Lden（時間帯補正等価騒音レベル）」に改正されました。

注2：月間発生回数

月間発生回数は、最大騒音レベル70dB以上かつ暗騒音レベルから10dB以上の騒音が5秒以上継続した回数。

3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
自動車騒音	環境基準達成 (平成 23 年度)	環境基準達成
航空機騒音	環境基準一部未達成 (平成 25 年度)	環境基準達成

※ 環境基準値を、資料編（資-11、12）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①騒音・振動対策

- ・近隣生活騒音・振動や建築工事、工場・事業場に伴う騒音・振動については、関係機関に対する改善の要望や発生源への指導強化に努めます。

②航空機騒音観測結果の公表等

- ・「航空機騒音自動監視測定システム」による測定結果（嘉手納飛行場、普天間飛行場）の情報収集と公表に努めます。
- ・航空機騒音等の苦情に対し、関係機関への要請に努めます。

●事業者

- ・事業場や工事現場等での騒音・振動の発生を抑えるよう努めます。
- ・住宅地周辺の道路では、速度（排気音）を抑えた自動車・バイクの運転に努めます。

●市民等

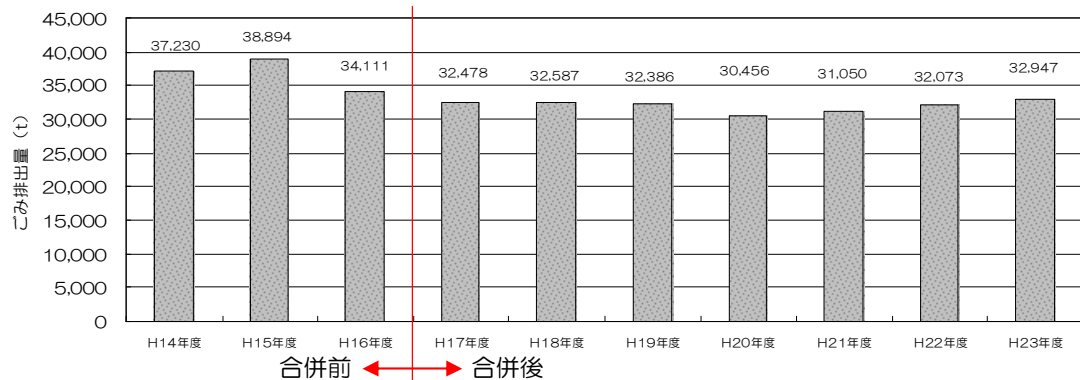
- ・日常生活において、騒音・振動の発生を抑えるよう努めます。
- ・住宅地周辺の道路では、速度（排気音）を抑えた自動車・バイクの運転に努めます。

(4) 循環型社会の形成

1) 現況と課題

○本市及び恩納村で構成される中部北環境施設組合では、両市村から排出される一般廃棄物を共同で処理しています。収集品目は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、古紙類、かん類、びん類、ペットボトル、衣類、粗大ごみの9種分別です。また、当該施設以外に木材、草木、ペットボトル、廃プラスチック等の資源ごみを限定して受け入れて処理を行う許可事業所があり、資源ごみの再利用に向けた処理を行っています。

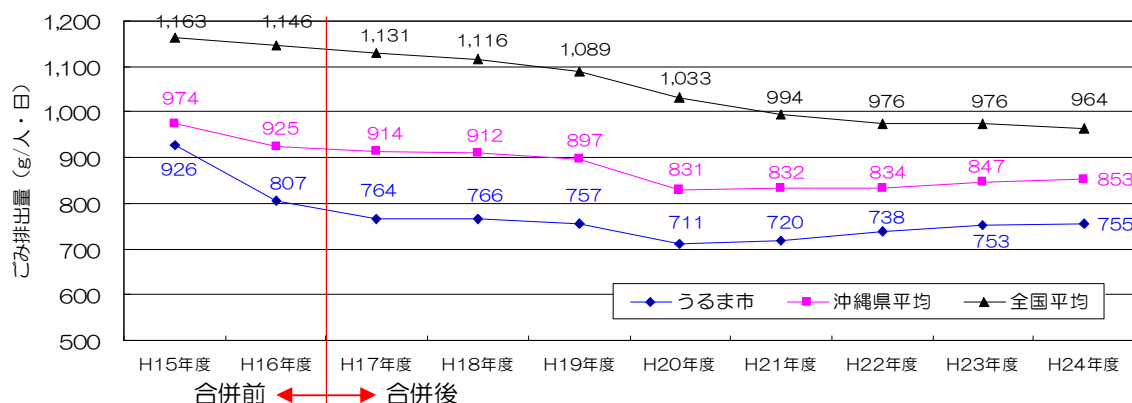
○市域から排出されるごみ排出量の実績を見ると、過去 10 年間のうち平成 20 年度を境に緩やかな増加傾向に転じています。ごみ排出量の項目別では、燃やせるごみが約 90%を占めており、資源ごみの割合は約 5%程度となっています。



出典：うるま市一般廃棄物処理基本計画 後期見直し計画 うるま市 平成25年3月

図 4-1.1 本市のごみ排出量状況

○本市の一人 1 日当たり平均ごみ排出量の実績を見ると、平成 20 年度を境に緩やかな増加傾向に転じています。なお、全国平均ごみ排出量は、平成 17 年度から減少傾向にあります。沖縄県及び本市の平均ごみ排出量は、平成 21 年度から緩やかな増加傾向にあります。



出典：うるま市（うるま市一般廃棄物処理基本計画 後期見直し計画 うるま市 平成25年3月）
 沖縄県（廃棄物対策の概要 平成24年12月版 沖縄県環境部環境整備課）
 全国（一般廃棄物処理実態調査結果 環境省）

図 4-1.2 本市の一人当たり平均ごみ排出量

○本市には産業廃棄物最終処分場及び焼却施設の許可を受けた施設があり、産業廃棄物などの処理を行っています。

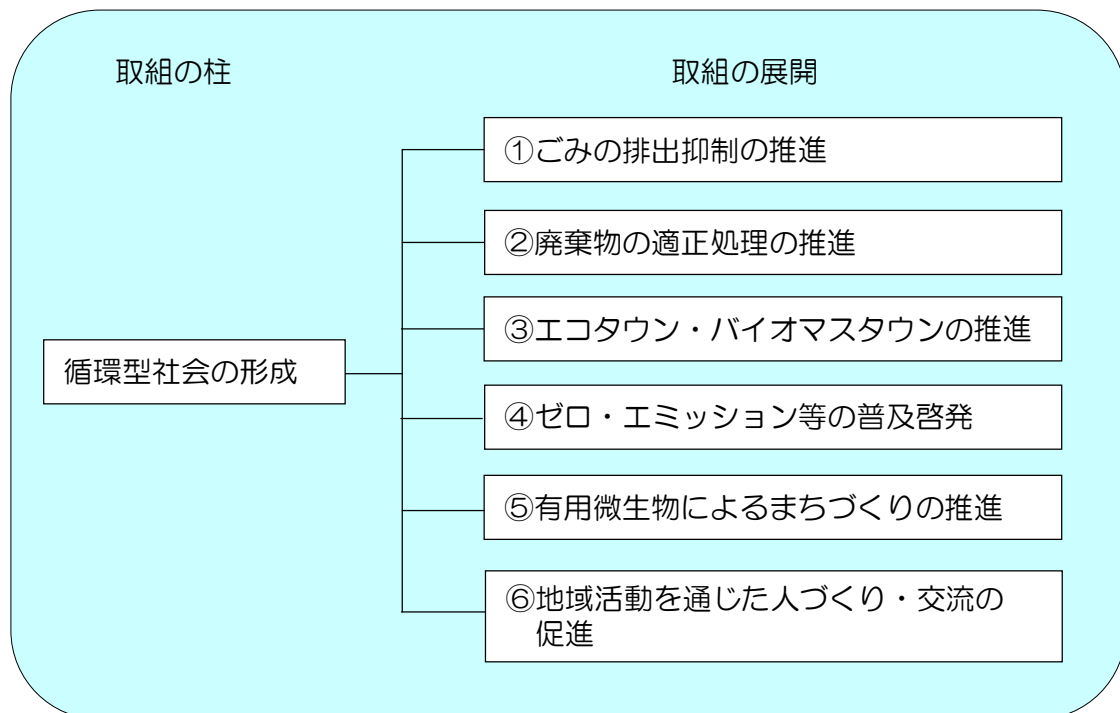
○自然環境と調和し、持続的に発展することのできる循環型社会の構築は、まちづくりの重要な課題となっています。

そこで、本市としては、廃棄物の排出を抑制するゼロ・エミッションや生物資源の利活用を進めるバイオマス、また有用微生物を活用した生ごみの堆肥化や廃油を利用した石鹸づくりなど、地域や家庭での環境浄化の取組を推進しています。

○今後は、家畜排せつ物を資源化し、有機肥料としての有効活用を推進するとともに、畜舎等から発生する臭気の軽減を図ることが必要です。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
一人当たりごみ排出量	753g／人・日 (平成23年度)	728g／人・日 (平成29年度)
リサイクル率	13.4% (平成23年度)	22%以上 (平成29年度)

※ 目標は、「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）」により設定

4) 主体別の取組内容

●市

①ごみの排出抑制の推進

- ・「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）」の計画に沿って、循環型社会づくりに対する事業者や市民等の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を推進・奨励します。
- ・4R（リフューズ：断る・リデュース：消費削減・リユース：再利用・リサイクル：再資源化）運動を推進するために、広報やホームページを活用した普及啓発に努めます。
- ・「グリーン購入法」に準じた環境配慮型商品の率先購入を推進します。

②廃棄物の適正処理の推進

- ・「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）」に準じて、廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ごみの不法投棄に対する市民ぐるみの監視体制を強化します。

③エコタウン・バイオマスタウンの推進

- ・自然にやさしいまちづくりとして、地域の実情や産業動向などを勘案しながら、エコタウン、バイオマスタウンの形成に努めます。

④ゼロ・エミッション等の普及啓発

- ・民間企業におけるゼロ・エミッションの普及・啓発、各家庭における有用微生物の活用促進など、省エネルギーや資源再生の取組を進めます。

⑤有用微生物によるまちづくりの推進

- ・企業や地域及び各家庭等における有用微生物を活用した環境にやさしいまちづくりをNPO等との連携強化に努めます。

⑥地域活動を通じた人づくり・交流の促進

- ・本市域を活動拠点とする環境保全活動に取り組む団体との連携強化に努めます。

●事業者

- ・ 建設工事における建設資材、家畜排せつ物、廃食用油等、事業活動によって発生する副生成物の再生利用に努めます。
- ・ 市が実施する4R運動に協力します。
- ・ 簡易包装の促進をするため、レジ袋有料化及びマイバック持参等の推進に取り組みます。
- ・ 家電製品等の不要品は再利用の可能性も含めて、適正処分します。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を行います。
- ・ 環境保全に関わる出前講座等の利活用に努めます。
- ・ 環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品開発に取り組むように努めます。
- ・ バイオ燃料等の利活用を検討します。
- ・ 事業場における環境マネジメントシステム導入に努めます。
- ・ 生産活動により排出される廃棄物のゼロをめざして、循環型の生産活動システムの構築に努めます。
- ・ 環境に配慮した商品開発・製造・販売を検討します。
- ・ 有用微生物を活用するなど、ごみ減量化に努めます。

●市民等

- ・ ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルを行います。
- ・ 買い物袋（マイバック）を持参し、過剰包装やポリ袋の使用削減に努めます。
- ・ 市が実施する4R運動に協力します。
- ・ 家電製品等の不要品は再利用の可能性も含めて、適正処分します。
- ・ 環境保全に関わる出前講座等の利用に努めます。
- ・ 生ごみの堆肥化によるごみ量の削減に努めます。
- ・ 環境に配慮した商品の購入に努めます。
- ・ 有用微生物を活用するなど、ごみ減量化に努めます。

4-2 快適環境（安心して暮らせる快適で住みよいまち）

（1）都市部における快適な環境の確保と保全・創出

1）現況と課題

○本市は、中部広域都市計画区域（うるま市・沖縄市・北谷町・嘉手納町及び読谷村の全域）として指定されています。市全域の 23.3%が用途地域に指定されており、そのうち、用途地域の 7 割が住居系の用途に指定されています。このような中で、計画的なまちづくりを進めるために、「うるま市都市計画マスタープラン」の計画に沿った都市整備を進めることが必要です。

○既成市街地では、住宅と商店、小工場等が混在し密集した状態で家屋の老朽化が進んでいるほか、車社会の進展や大型店舗等の郊外立地等により都市機能の変化が見られます。

そこで、既成市街地の計画的な形成を図るため、社会資本や地域資源の有効活用や適切な宅地開発の誘導、低・未利用地の有効活用による自然環境との共生・共存、景観に配慮し住みやすいゆとりと潤いのある空間を創出することが必要です。

○国・県道等の主要幹線道路の沿道において都市的土地利用への転換が期待されている地域もあります。特に県道 33 号線沿道においては、中城湾港新港地区と有機的な沿道利用が求められています。このような地域においては、既成市街地とのバランスや農用地・自然環境との調和を図りながら計画的な都市基盤づくりが必要です。



具志川商業前アカギ並木



川田美ら島通り会

○景観については、勝連城跡をはじめとした歴史的、文化的な遺産が数多くあり、その周辺には集落と連帯する豊かな緑地、農村地帯が広がっています。

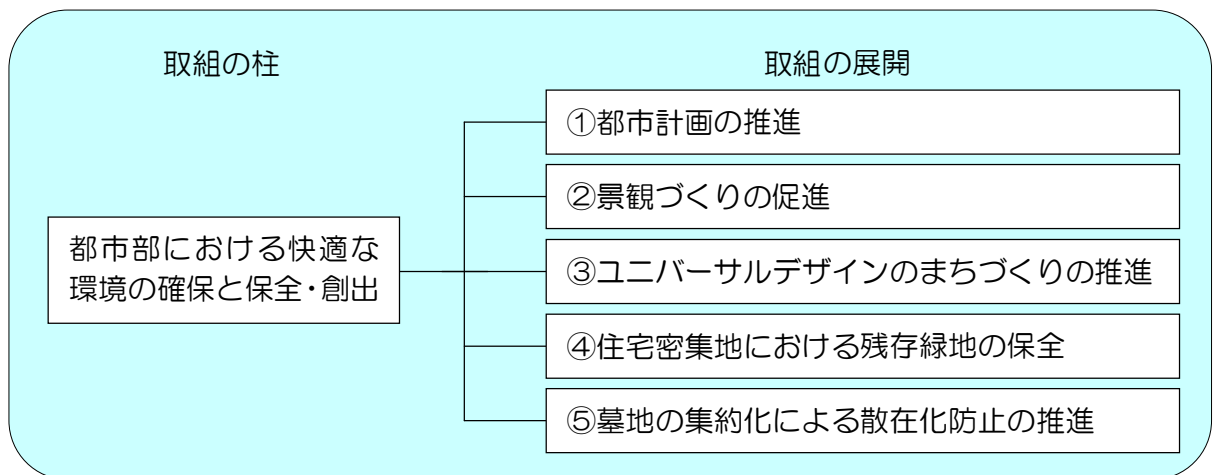
また、本市には、半島や島しょ地域があり、金武湾・中城湾に面した多様な景観を有しています。

今後は、「うるま市景観計画」に準じて、市、事業者及び市民等が協働で、本市の魅力を活かした景観づくりに取り組むことが必要です。

○墓地については、市街地を含め市全域に散在する状況にあることから、生活環境や景観の保全等が課題となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
景観地区数	0 (平成25年度)	3

※ 目標は、「うるま市景観計画」により設定

4) 主体別の取組内容

●市

①都市計画の推進

- ・用途地域の指定・変更や道路・公園等の都市施設の配置を計画的に進め、住み良い市街地の形成に努めます。
- ・誰でも手軽に都市計画に関する情報を入手できるシステムの構築と市民等

の参画によるまちづくりを推進します。

②景観づくりの推進

- ・「うるま市景観条例」、「うるま市景観計画」に準じて、市、事業者及び市民等の協働による良好な景観づくりを推進します。
- ・地域のシンボルとなるよう景観づくりの先導的役割を果たすよう努めます。

③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・道路・公園等の公共空間と店舗や集客施設等の人の集まる空間において優先的にユニバーサルデザインによる整備に努めます。

④住宅密集地における残存緑地の保全

- ・通り会や自治会等による花いっぱい運動や生垣等の接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援に努めます。
- ・密集市街地においては、緑地空間や交差点改良後の余剰スペースを活かしたポケットパーク等を整備するなど緑地の確保に努めます。

⑤墓地の集約化による散在化防止の推進

- ・個人墓地の無秩序な散在防止を図り、墓地立地の適正化に努めます。
- ・市営墓地等の整備を検討します。

●事業者

- ・街路樹等の緑の管理に協力します。
- ・新築・改築時にはユニバーサルデザインの導入に努めます。

●市民等

- ・街路樹等の緑の管理に協力します。
- ・通り会や自治会等による花いっぱい運動の参加に努めます。
- ・生垣等の接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等に努めます。
- ・墓地の建設に当たっては、法令を遵守します。

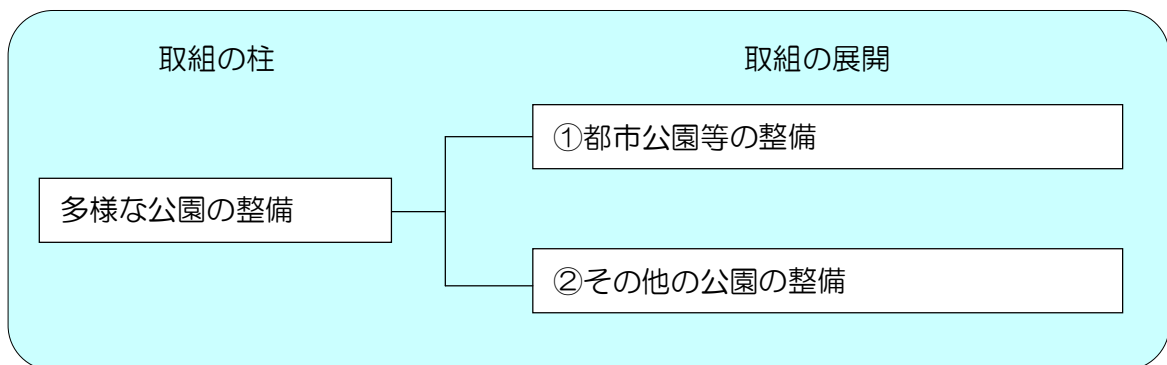
(2) 多様な公園の整備

1) 現況と課題

- 公園や緑地は、潤いのある居住環境や都市景観を形成するだけでなく、余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場、市民の交流の場、災害時における避難場所、貴重な自然環境の保全等、さまざまな役割を担っています。
- 本市では、これまで、喜屋武公園、昆布公園、栄野比公園、伊波公園等の公園や緑地の整備に取り組んできた結果、市内の都市公園の面積は、都市計画区域人口一人当たり $8.64 \text{ m}^2/\text{人}$ と向上しましたが、県全体の平均値 ($10.66 \text{ m}^2/\text{人}$) を下回っている状況にあります。
- 「うるま市みどりの基本計画」に準じて、今後も、市街地や集落地周辺における都市公園の整備と適正な維持管理に取り組むことが必要です。
- 世界遺産に登録されている「勝連城跡」については、文化・観光資源や市民等の交流の場としての有効活用を図ることが必要です。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
市民 1 人当たり公園面積	8.64 m^2 (平成 26 年度)	17 m^2 (平成 41 年度)

※ 現状は、平成 26 年 9 月 1 日現在 (都市計画課)

※ 平成 41 年度の目標は、都市公園＋公共施設緑地の目標値 (都市計画課)

4) 主体別の取組内容

●市

①都市公園等の整備

- ・公園整備に関する施策を適正かつ効率的に推進するため、「うるま市公園整備プログラム」を策定し、緑豊かな市街地環境、集落環境の形成を図ります。

②その他の公園の整備

- ・市民等がいつでも快適に利用できる既存の公園・緑地の整備に努めます。
- ・公園等里親制度等により市民等と協働しながら安心して憩える公園・緑地の維持管理に努めます。

●事業者

- ・公園等の管理に協力します。

●市民等

- ・公園等の管理に協力します。

(3) 河川、海岸の美化及び整備

1) 現況と課題

○天願川や石川川では、市民参加の川づくり、水辺づくりが進んでおり、社会教育活動や環境美化活動が行われています。

一方、市内には未整備の排水路が残っていることから、安心安全対策の観点からも整備等が必要です。

○市域北部から南東に流れ、金武湾に注ぐ天願川は、本流上流に山城ダム、中流に取水施設があります。河口付近には野鳥の森自然公園があり、緑豊かな自然環境と触れ合うことができます。

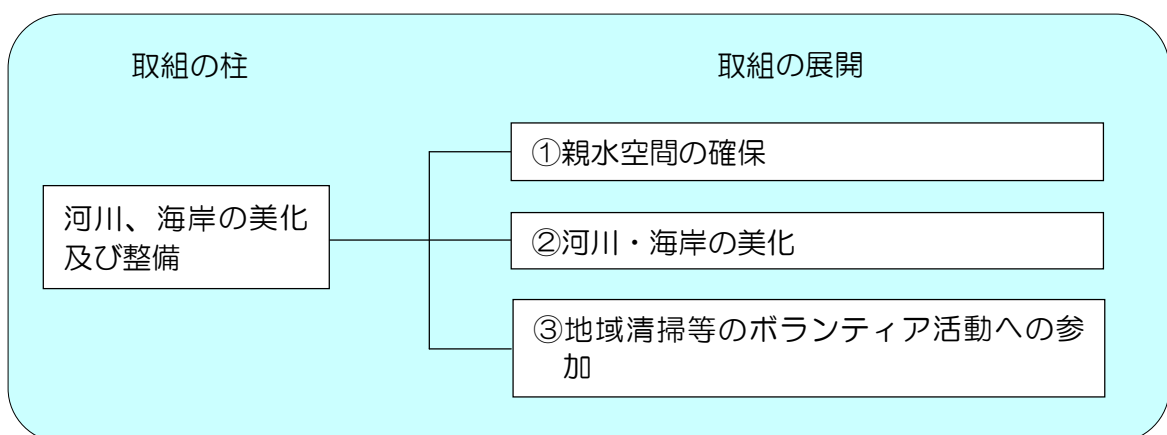
○金武湾は、海中道路や海の駅あやはし館等、人工的な環境と自然環境が共存しており、美しい景観と良好な自然環境の保全が求められています。

○本市が面する金武湾一帯の海岸環境は、全国でも類を見ないサンゴ礁の浅瀬となっており、古くから豊かな漁場として知られ、マーラン船が行き交う海の交差点として栄えてきました。

現在、島しょ地域をはじめとして、「総合保養地域整備法」の重点整備地区や沖縄県観光振興地域の指定を受け、レクリエーションや保養の場として利用されています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
河川・海岸等の清掃に対するごみ袋の提供数	3,900 袋 (平成25年度)	増 加
河川・海岸等の清掃への参加人数	3,659 人 (平成25年度)	増 加

※ 「平成25年度 ボランティア清掃受付表 うるま市環境課」により算出

4) 主体別の取組内容

●市

①親水空間の確保

- ・ 河川や海岸環境を保全し、安全で親水性の高い河川・海岸づくり、美しい水辺環境づくりに努めます。
- ・ 交流の場や自然体験の場として、河川・海岸の利活用に努めます。

②河川・海岸の美化

- ・ 事業者、市民等による河川・海岸の美化活動等の支援に努めます。

③地域清掃等のボランティア活動への参加

- ・ 事業者、市民等による水環境の保全・回復活動の支援に努めます。

●事業者

- ・ 地域清掃等のボランティア活動に協力します。

●市民等

- ・ 地域清掃等のボランティア活動への参加に努めます。

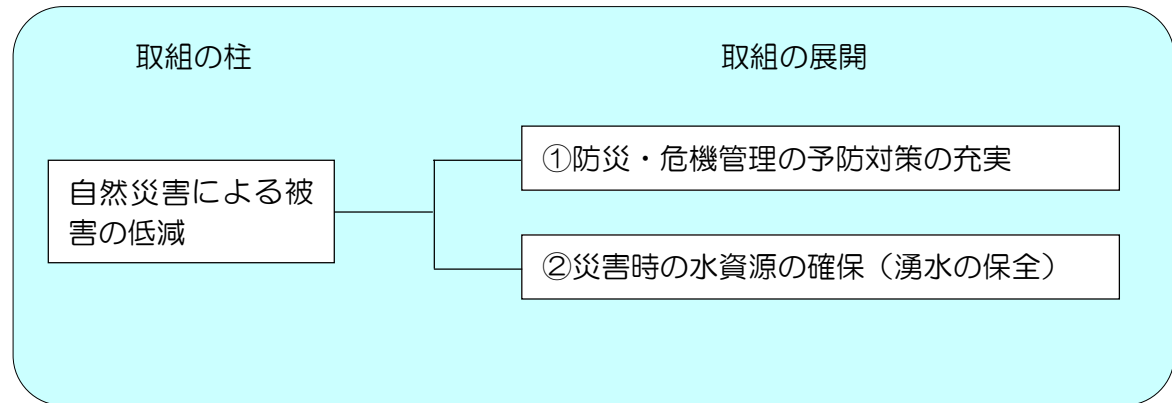
(4) 自然災害による被害の低減

1) 現況と課題

- 沖縄県は台風の常襲地帯であり、台風による風水害や土砂災害が発生しやすい自然環境にありますが、未曾有の被害となった東日本大震災の発生を受け、台風対策と並行して地震及び津波に対する備えが急務となっています。
- 本市においては、風水害に加えて海岸沿いの低地帯に立地する住宅等の津波対策が喫緊の課題となっています。このような課題に対応するため、情報通信手段の多重化を推進するとともに、きめ細やかな防災危機管理体制を構築する必要があります。また、市内には火力発電所や石油コンビナート、米陸軍貯油施設があるほか、原子力潜水艦等が寄港する米軍基地があり、危機管理上、配慮すべき施設があります。
- 自主防災組織については、平成 25 年度末現在で 12 団体が組織されています。今後も地域住民が主体的な防災活動ができるよう組織化を推進するため、さまざまな支援策を講じる必要があります。
また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への支援については、円滑で効率的な取組が求められています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
自主防災組織の団体数	12 団体（平成 25 年度）	増 加

※ 市内63自治会のうち、自主防災組織を立ち上げた団体数

4) 主体別の取組内容

●市

①防災・危機管理の予防対策の充実

- ・地域防災の要となる自主防災組織を育成するため、支援策を充実させるとともに、自らを守る「自助」、相互に助け合う「共助」の意識啓発に努めます。
- ・災害時に備えて、市域を越えた協力体制が図れるよう検討します。
- ・津波防災の意識高揚と地理的環境の把握のため、防災マップを適宜見直します。

②災害時の水資源の確保（湧水の保全）

- ・災害時に備えて、事業者や市民等と協働して湧水・井戸の保全に努めます。

●事業者

- ・日頃から、従業員に災害時における一時避難場所や避難路の確認ができるよう機会を設けます。
- ・災害時に備えて、市や市民等と協働して湧水・井戸の保全に努めます。

●市民等

- ・日頃から、災害時における一時避難場所や避難路を確認しておくよう心がけます。
- ・災害時に備えて、市や事業者と協働して湧水・井戸の保全に心がけます。

4-3 自然環境（地域の豊かな自然環境と共生するまち）

（1）自然環境の保全・創出

1）現況と課題

- 本市は、沖縄県内で6番目の面積を有し、市全体に占める割合は、農地と山林等の自然的土地利用が49.3%、宅地や道路等の都市的土地利用が50.7%（「都市計画基礎調査中部広域都市計画区域 平成23年度」）となっています。
- 本市は台地・丘陵部が雨によって浸食されたカルスト地形が見られ、崖線や低地に193箇所の湧水が点在しています。湧水は、周辺の生活と密接に結びつき、地域の歴史や文化を伝え、地域住民によって、今でも大事に管理されているところがありますが、多くの湧水は、上水道の整備とともに管理されずに放置されているのが現状です。
- 本市には、島しょ地域の美しい風景、石川高原や石川岳等の自然環境、天願川や石川川を中心とした水辺空間等、多様な自然環境が数多く存在しています。今後も、自然環境に配慮しながら、地域特性を活かした事業の推進や地域振興のあり方について検討することが求められます。その他の地域においても史跡等の周辺緑地や既存の樹林地等の公益性の高い自然環境に対しては、保全や有効活用が求められています。
- 市域北部から南東に流れ、金武湾に注ぐ天願川は、本流上流に山城ダム、中流に取水施設があります。河口付近には野鳥の森自然公園があり、緑豊かな自然環境と触れ合うことができます。



野鳥の森自然公園



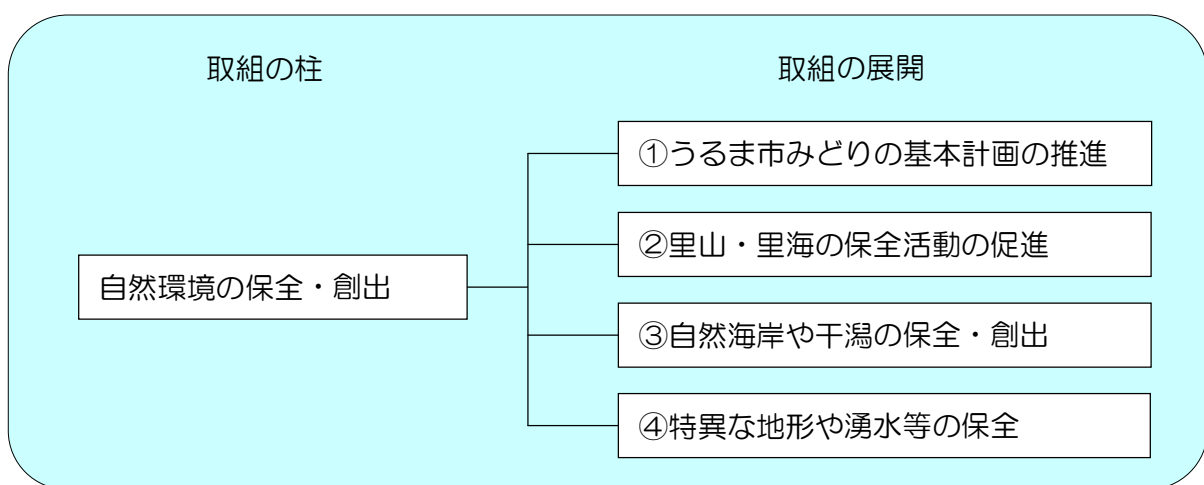
照間海岸の干潟

○金武湾はサンゴ礁が発達し、浅瀬が広がる美しい海ですが、海中道路や石油備蓄基地の建設や人工的な排水等の影響を受ける可能性があります。

○サンゴ礁によって形成された浅瀬の広がる金武湾は、古くから漁場として利用されてきた豊かな生態系を持つ海ですが、その自然環境をより素晴らしい形で将来に残すため、保全していく必要があります。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

目 標 (平成 36 年度)	・市、事業者及び市民等が自然と触れ合う活動を増加させることをめざします。
-------------------	--------------------------------------

4) 主体別の取組内容

●市

①うるま市みどりの基本計画の推進

- ・「うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月」に準じて、施設緑地や地域制緑地を含め、市全体の緑化や自然環境の保全等を進めます。
- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境は、市だけでなく、事業者や市民等の各主体が参加した保全や活用の取組を推進します。

②里山・里海の保全活動の促進

- ・森林・緑地は、野生動植物の貴重な生息の場であり、まちに潤いをもたら

すとともに、水源かん養や自然環境の保全、自然体験や観光レクリエーションの場等の公益的な役割を担っていることから、森林・緑地の保全や活用に努めます。

- ・天願川と石川川については、市民等に身近な河川であることから、生態系に配慮し、親水性の高い多自然型の川づくりの促進を県へ働きかけます。
- ・自然体験施設の利用促進等、自然環境の利活用の推進に努めます。

③自然海岸や干潟の保全・創出

- ・河川や海岸環境を保全し、安全で親水性の高い海岸・河川づくりや美しい水辺環境づくりに努めます。
- ・交流の場や自然体験の場等として、海浜・海岸の利活用の促進に努めます。

④特異な地形や湧水等の保全

- ・本市のほぼ全域に分布する海成段丘は、環境省により特異な地形として選定されていることから、可能な限り海成段丘の保全に努めます。
- ・湧水等は、貴重な湿地環境であるとともに、渇水時の農業用水として、また、災害時の水源として有効であることから、湧水等の保全や利活用に努めます。

●事業者

- ・市や市民等と協働して、自然環境保全活動の支援に協力します。

●市民等

- ・自然環境保全活動への参加に努めます。
- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境の保全や利活用に努めます。

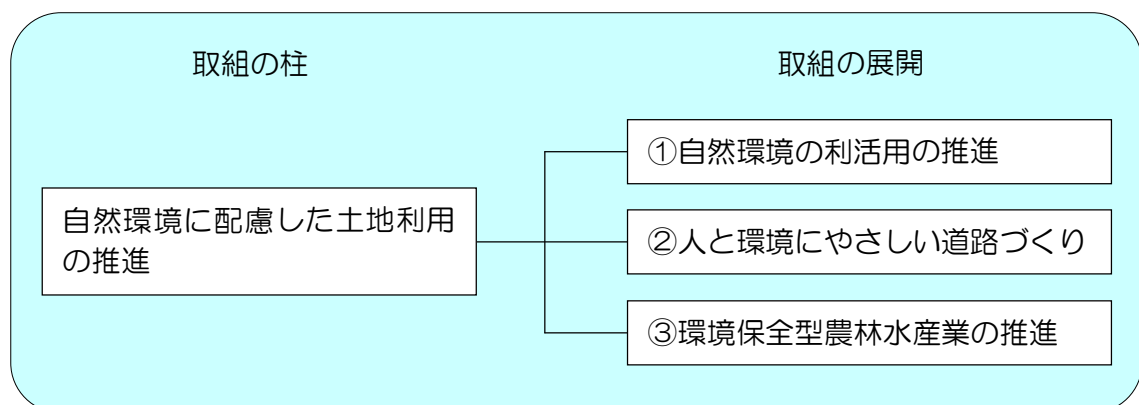
(2) 自然環境に配慮した土地利用の推進

1) 現況と課題

- 本市では、今後も自然的土地利用と都市的土地利用とのバランスに留意しながら、計画的な土地利用を誘導していくことが必要です。
- 自然環境の保全や活用は、市民生活に潤いをもたらすだけでなく、防災上の側面や生活環境及び景観等の側面からも重要です。
- 国・県道等の主要幹線道路の沿道においては、既成市街地とのバランスや農用地・自然環境との調和も図りながら計画的な都市基盤づくりが必要です。また、自然や歴史的環境を活かした観光都市としての魅力向上のため、自然景観に配慮することが必要になっています。
- 中城湾に面したサトウキビ畑や津堅島のニンジン畑等、地域の特性に合った優良農地についても、景観資源として重要であり、自然景観に配慮した農地のあり方を検討することが求められています。
- 公園や緑地は、潤いのある居住環境や都市景観を形成するだけでなく、余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場、市民の交流の場、災害時における避難場所、貴重な自然環境の保全等、さまざまな役割を担っています。
- 適切な宅地開発の誘導、低・未利用地の有効活用による自然環境との共生・共存、景観に配慮した住みやすく、ゆとりと潤いのある空間を創出することが必要となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
都市計画区域（市全域）での 緑地確保目標水準	22.7%（平成 21 年度）	48.0%（平成 41 年度）

※ 目標は、「うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月」により設定

※ 緑地確保目標水準の算定根拠を資料編（資-13～15）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①自然環境の利活用の推進

- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境の保全や活用に対し、市だけでなく、事業者や市民等の各主体が参加して行う取組の推進を図ります。
- ・無秩序な土地利用が進行しないよう、特定用途制限地域を指定するなど、計画的な土地利用の規制・誘導に努めます。
- ・島しょ地域では、風光明媚な自然環境を活かした観光地づくりの取組の推進に努めます。
- ・天願川と石川川については、市民等に身近な河川であることから、生態系に配慮し、親水性の高い多自然型の川づくりの促進を県へ働きかけます。

②人と環境にやさしい道路づくり

- ・道路整備に当たっては、「うるま市道路整備プログラム 平成 25 年 3 月」の計画に準じて、周辺の自然環境に十分配慮して進めます。その際には、市民等との協働による道路緑化や沿道緑化、環境美化に努めます。

③環境保全型農林水産業の推進

- ・本市の豊かな農村環境を保全するために、「うるま市農村環境計画 平成 18 年 3 月」の計画に準じて、環境保全型農業の推進、イグサ水田の保全、遊休地の活用、緑地の保全・育成、貴重な動植物の保護等、施策の展開を推進します。
- ・ため池や湧水を活用し、農業用水としての利用だけでなく、湿地環境の再生を図るよう努めます。

●事業者

- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境の保全や活用に配慮します。
- ・市の豊かな農村環境を保全するために、環境保全型農業の実践に努めます。
- ・日頃から、ため池や湧水を活用し、渇水時の農業用水として、また、災害時の水源として利用できるよう維持・管理に努めます。

●市民等

- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等、公益性の高い自然環境の保全や利活用に努めます。
- ・道路緑化や沿道緑化、環境美化活動に努めます。

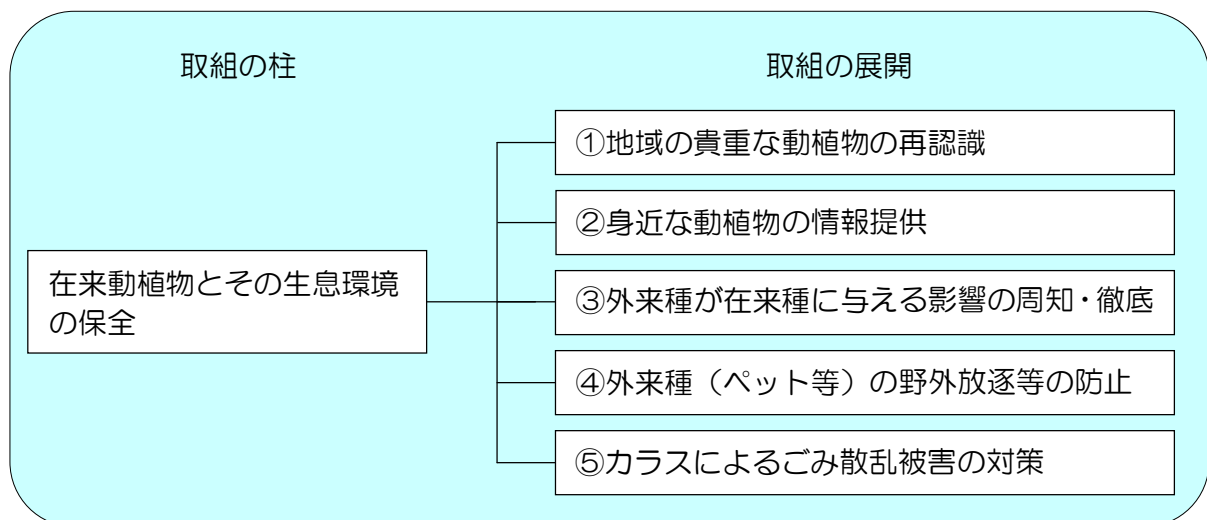
(3) 在来動植物とその生息環境の保全

1) 現況と課題

- 天願川河口のホテイアオイやボタンウキクサ、中城湾新港地区のマングローブ林等に繁茂するヒルギダマシ等、市内の貴重な自然生態系に影響を及ぼす外来植物の分布域が拡大しています。
- ミシシッピーアカミミガメ（ミドリガメ）、プレコストムス（プレコ）、グッピー等、ペットや観賞用として持ち込まれた動物が市内の各地域で繁殖・定着していることで、在来の貴重な動物が減少しています。
- 農用地ではシロガシラ、山城ダムではブラックバスが確認されています。
- 市内ではカラスが多く見られるようになっており、カラスによるごみ散乱被害が多く報告されています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

目 標 (平成 36 年度)	・本市の生態系に影響を及ぼす外来種の情報を把握するとともに、外来種増加の抑制をめざします。
-------------------	---

4) 主体別の取組内容

●市

①地域の貴重な動植物の再認識

- ・有識者や専門的なNPO等の協力により、市内の自然環境に関する情報や

貴重な動植物の生育・生息状況に関する情報の収集に努めます。

②身近な動植物の情報提供

- ・事業者や市民等が市内の自然環境や生物に関心を高めるため、海の文化資料館等での展示や広報の啓発活動に努めます。
- ・市内にあるNPO等の活動を支援し、事業者や市民等の自然に触れ合う機会の増加に努めます。

③外来種が在来種に与える影響の周知・徹底

- ・貴重な自然生態系を攪乱する外来種（シロガシラ、ブラックバス、ホテイアオイ、ボタンウキクサ、ヒルギダマシ等）について、市民等から拡散・分布の情報提供を受ける仕組み作りに努めます。
- ・貴重な自然生態系を攪乱する外来種の情報について、市は事業者や市民等に提供するとともに、国、県、事業者、市民等と協働して外来種対策に努めます。

④外来種（ペット等）の野外放逐等の防止

- ・市民等には動物の正しい飼い方や野外放逐の禁止等の指導・助言内容を記載したパンフレットや広報等を用いて周知に努めます。

⑤カラスによるごみ散乱被害の対策

- ・市民等には被害低減に向けた対策内容を記載したパンフレットや広報等を用いて周知に努めます。

●事業者

- ・市民等に正しい飼い方を指導・助言するとともに、貴重な自然生態系に影響を及ぼす外来種の情報提供に協力します。
- ・市民等と協働して、河川に繁茂するホテイアオイ等の駆除活動（河川美化活動）に協力します。
- ・カラスのごみ散乱被害対策としては、ごみ出しのルールを守るとともに、防鳥ネット等の使用に努めます。

●市民等

- ・市内の自然環境に関する情報や貴重な動植物の生育・生息状況に関する情報の収集に協力します。
- ・ペット等を正しく飼い、野外へ捨てたり、逃げ出さないようにします。
- ・野外で貴重な自然生態系に影響を及ぼす外来種を発見した場合、情報提供するなど、その駆除に協力します。
- ・河川に繁茂するホテイアオイ等の駆除活動（河川美化活動）の参加に心がけます。
- ・カラスのごみ散乱被害対策としては、ごみ出しのルールを守るとともに、防鳥ネット等の使用に努めます。

(4) 環境教育及び環境学習の推進

1) 現況と課題

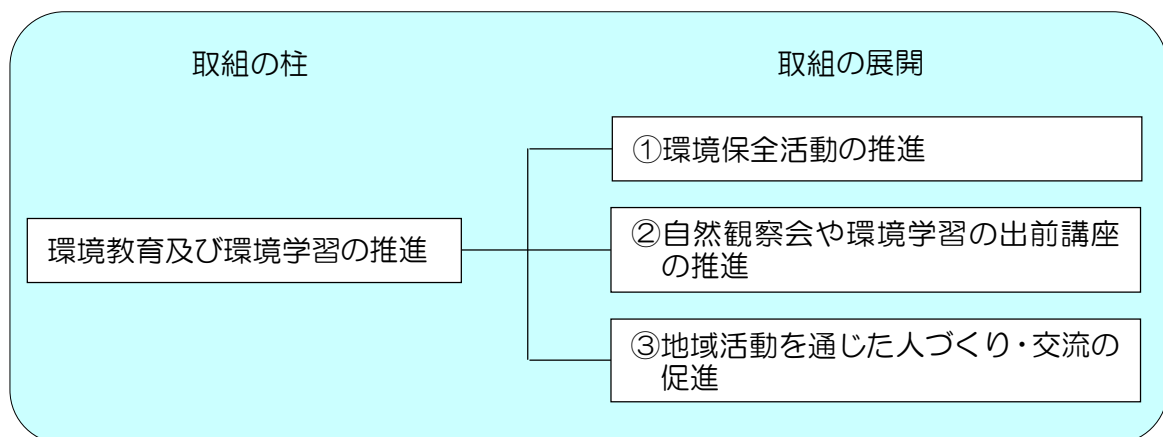
○NPO等や自治会のコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、地域資源の分布やまちづくりの熟度など、地域の状況に応じた市民主体のまちづくりが必要です。環境保全活動においても、NPO等や自治会をはじめ、あらゆる主体による地域コミュニティの連帯感を向上させるとともに、力強い地域活動の核となる人づくりが求められます。

○本市では、世界規模の環境科学教育プログラム（GLOBE）の指定校となり、気象観察、水質観察や廃車不法投棄の実態調査等、環境教育活動を実践し、第14回コカ・コーラ環境教育賞を受賞した宮城中学校（平成23年4月1日から彩橋小中学校に統合）もありましたが、市内で統一した環境教育プログラムがなく、各小中学校が総合的な学習のなかで独自に取り組んでいるのが現状です。

○本計画の策定に当たって実施した小中学生へのアンケート結果においても、「環境や自然学習会に参加している」や「地域の清掃活動に参加している」と回答した児童・生徒は50%以下となっていることから、学校教育の場に加えて、地域でも更なる取組が必要と考えられます。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

目 標 (平成 36 年度)	・「うるま市出前講座」において、自然環境に係る講座を実施し、開催回数を増やしていきます。 ・学校教育の場における環境教育の支援を強化します。
---------------------------	---

4) 主体別の取組内容

●市

①環境保全活動の推進

- ・日常生活のなかで自然を大切にする意識を高めるとともに、自然環境の保護活動の推進に努めます。
 - ・自然体験施設の利用促進など、自然環境の利活用の推進に努めます。
 - ・市民参加・市民主体による河川・海岸の美化活動等の支援に努めます。
- また、海の文化資料館等を交流の場や自然体験の場として、海浜・海岸の利活用の推進に努めます。

②自然観察会や環境学習の出前講座の推進

- ・事業者や市民等が本市の豊かな自然や海の環境に関心を高めるために、自然観察会の開催や広報・イベント等の啓発活動の推進に努めます。
- ・市民や児童生徒等を対象にした環境学習の機会をつくり、環境保全に対する意識啓発に努めます。
- ・県（沖縄県地域環境センター等）やNPO等の実施するカリキュラムについて、事業者や市民等に紹介するよう努めます。
- ・市内の自然環境や生き物を教える「うるま市出前講座」の推進に努めます。
- ・子供たちや保護者を対象としたホタルウォッチング等の自然観察会の開催に努めます。

③地域活動を通じた人づくり・交流の促進

- ・既存の社会教育関係団体やNPO等との連携を図りつつ、推進団体・組織の育成を図ります。また、生涯学習推進の指導者やリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ・まちづくり団体や地域づくりを担うリーダーの育成を図るため、活動助成や研修機会の情報提供に努めます。

●事業者

- ・自然環境や地域文化の保全と継承のために、市や市民等と協働して、地域のまちづくり活動の支援に協力します。

●市民等

- ・自然環境や地域文化の保全と継承のために、地域のまちづくり活動に参加するとともに、他の地域との交流を深めるよう心がけます。
- ・地域の自然環境の学習会や環境保全活動への参加に努めます。

4-4 歴史・文化環境（歴史・伝統文化の保存・継承を積極的に取り組むまち）

（1）文化活動の推進

1）現況と課題

- 本市は、闘牛、エイサーをはじめとする、伝統文化・舞台芸能活動の盛んな地域であり、それらを受け継ぐことを通して、世代間を越えた地域コミュニティの形成が図られてきました。しかし、地域差はあるものの、核家族化や生活圏の拡大、新住民の増加による地域コミュニティの希薄化が顕著になってきており、自治会への加入率の低下と併せて、住民の連帯感や自治意識の低下が目立ってきています。
- 舞台芸術活動については、現代版組踊「肝高の阿麻和利」等が、国内外で高い評価を受けており、市民が主体となった交流活動の取組が行われています。このような取組を今後も進めるとともに、市民等が主体となった交流の取組を促進し、交流体験を通じた人づくりや人材・文化のネットワークづくりを充実することが必要です。
- 無形民俗文化財としては、津堅島の唐踊りが県指定文化財であるほか、「伊波メンサー織」や「南風原の獅子舞」、「平敷屋エイサー」、「天願獅子舞」、「田揚ティンバー」、「マーラン船の建造技術」、「宮城ウシデーク」等が市指定文化財となっています。
- 今後は、沖縄の伝統芸能・文化を発信するとともに、その魅力を活かした新たな感動産業としての可能性を秘めていることから、本市の伝統芸能・文化を活かした新たな産業創出が期待されています。
- 文化財の保護や活用、PR に当たっては、市だけでなく、地域住民の取組が非常に重要となります。本市では「文化財案内人養成事業」により、ボランティアガイドの育成を進めているところです。



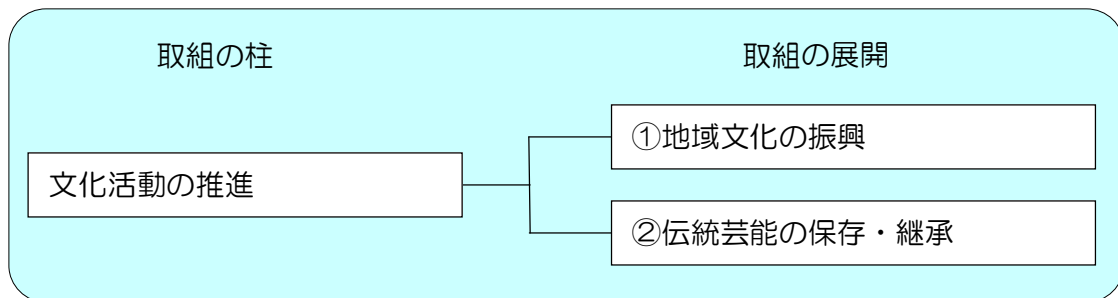
石川多目的ドーム（闘牛場）



平敷屋エイサー

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
自主企画事業入場者数	5,397 人 (平成 23 年度)	6,000 人 (平成 28 年度)
文化協会加盟団体	170 団体 (平成 23 年度)	180 団体 (平成 28 年度)
芸術文化施設の利用者数	144,810 人 (平成 23 年度)	160,000 人 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①地域文化の振興

- ・市民等の意識の高揚と市民相互の融和を図るとともに、活力にみちた人間性豊かな地域づくりに寄与し、併せて地域特性や地域文化の振興を目的として「うるま市エイサーまつり」の継承を図るよう努めます。
- ・祭りやエイサー、闘牛等、地域独自のイベントの振興を図るとともに、これらの連携を強化し、PR の充実に努めます。
- ・島しょ地域では、自然環境や地域文化の保全と継承に努めます。

②伝統芸能の保存・継承

- ・エイサーや獅子舞等の本市の伝統文化や舞台芸術等は、国内外に誇るべき文化であり、市民等が主体となったこれらの交流活動の支援に努めます。
- ・県指定や市指定文化財となっている無形民俗文化財の保存・継承に努めます。

●事業者

- ・市や市民等と協働し、エイサーや獅子舞、闘牛等、本市の伝統文化・舞台芸能活動を支援します。

●市民等

- ・エイサーや獅子舞、闘牛等、本市の伝統文化・舞台芸能活動に参加するよう心がけます。
- ・市の「文化財案内人育成事業」によるボランティアガイドに参加するよう心がけます。

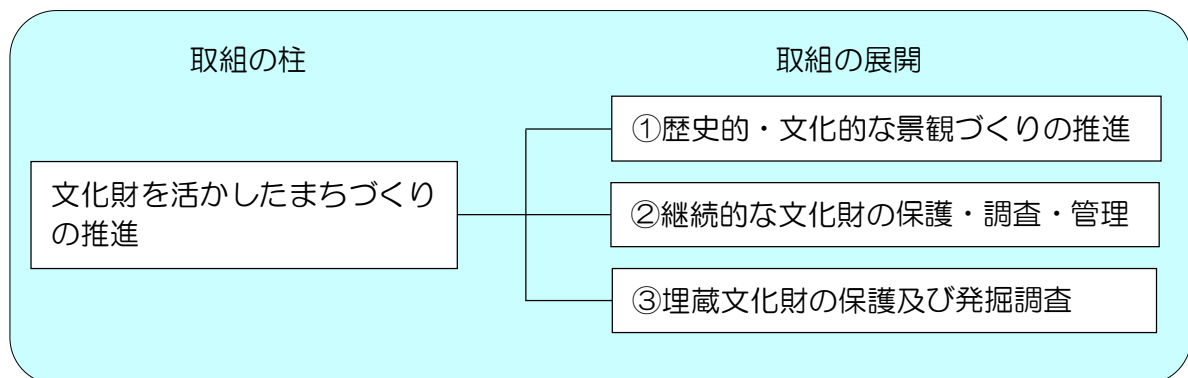
(2) 文化財を活かしたまちづくりの推進

1) 現況と課題

- 本市には、「勝連城跡」、「伊波貝塚」、「安慶名城跡」、「仲原遺跡」の4件の国指定文化財があります。また、県指定文化財が7件、市指定文化財が38件あります。
- 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている「勝連城跡」をはじめとした歴史的、文化的な遺産が数多くあり、その周辺には集落と連帯する豊かな緑地、農村地帯が広がっています。
- 歴史・風土は、地域性や住民性と深い関わりがあり、地域の歴史を大切にすることは、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるまちづくりを進めるうえでとても重要といえます。また、郷土の歴史や文化財を大切に保護し、次の世代に伝えることは、現代に生きる私たちの責務です。
- 指定文化財の保存や修理については、単独の点としての整備から、市全体の文化財をネットワーク化した面的整備を図ることが必要です。そのためには、日頃からパトロールや清掃等の定期的な管理が重要となってきます。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
歴史民俗資料館入場者数	46,232 人 (平成 23 年度)	50,000 人 (平成 28 年度)
勝連城跡入場者数	99,482 人 (平成 23 年度)	100,000 人 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①歴史的・文化的な景観づくりの推進

- ・「うるま市景観条例」、「うるま市景観計画」の計画に準じて、市、事業者及び市民等の協働による良好な景観づくりを推進します。
- ・「勝連城跡」、「伊波城跡」等の歴史資源の周辺については、歴史文化遺産にふさわしい景観づくりを推進します。併せて、歴史学習及び歴史環境の保全を推進し、市のシンボルとして県内外へのアピールに努めます。
- ・地域のシンボルとなるよう景観づくりの先導的役割を果たすよう努めます。

②継続的な文化財の保護・調査・管理

- ・世界遺産に登録されている「勝連城跡」については、文化・観光資源や市民及び観光客の交流の場として、有効活用にあ努めます。
- ・文化財に指定されている土地の取得をはじめ、本市の歴史を表すシンボルとして、文化財の保護・活用に努めます。
- ・文化財が市民等にとって大切な地域資源であるという意識を高めるとともに、地域住民の参加や協力により、継続的な文化財の保護・調査・管理を推進します。

③埋蔵文化財の保護及び発掘調査

- ・埋蔵文化財の保存と活用は、郷土の歴史・文化等を理解するのに欠かせないものであることから埋蔵文化財の保護及び発掘調査を行い、市民等への情報発信にあ努めます。
- ・市内各地に残るさまざまな埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を継続的に進めます。

●事業者

- ・地域における文化財の保存・継承に協力します。
- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解し、PR に努めます。

●市民等

- ・文化財の保存・継承に協力します。
- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解し、PR に心がけます。

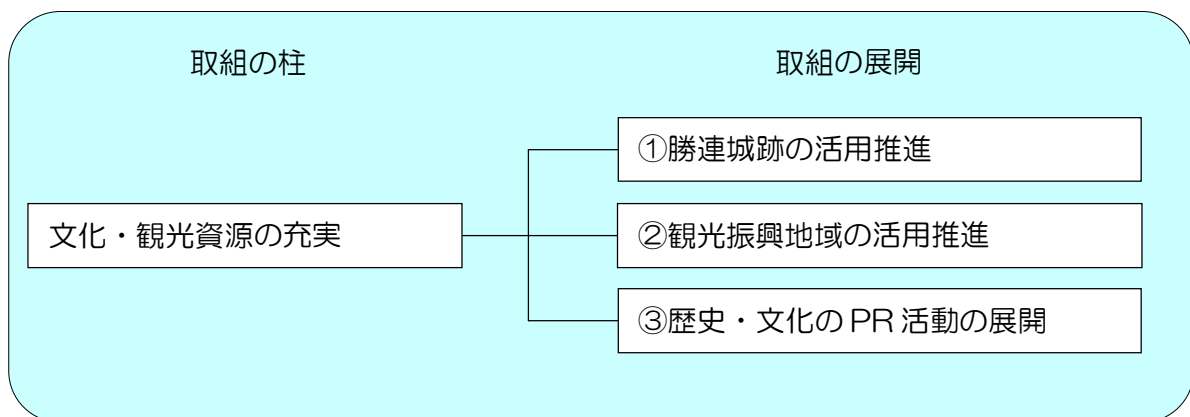
(3) 文化・観光資源の充実

1) 現況と課題

- 世界遺産に登録されている「勝連城跡」については、文化・観光資源や市民及び観光客の交流の場としての有効活用を図ることが必要です。
- 文化財の保護や活用、PR に当たっては、市だけでなく、地域住民の取組も非常に重要になります。本市では「文化財案内人養成事業」により、ボランティアガイドの育成を進めており、市全域にわたって、地域の文化財と地域住民との関わりを強化することが必要となっています。
- 海中道路等の風光明媚な景観や海洋性リゾート等の海浜資源が豊富にあり、平成 17 年には与那城地区屋慶名から伊計までの地域が沖縄県観光振興地域の指定を受けていることから、これらの文化・観光資源の活用が必要となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
年間の観光入込客数	118 万人 (平成 23 年度)	200 万人 (平成 28 年度)
観光イベント来場者数	23 万人 (平成 23 年度)	40 万人 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①勝連城跡の活用推進

- ・「勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画 平成 25 年 12 月」の計画に準じて、勝連城跡周辺地区においては、文化財として指定された土地の買収や城郭内の保存・復元と併せて、市民等の憩い・交流の場、観光・レクリエーションの拠点整備を推進します。
- ・世界遺産の「勝連城跡」については、本市の文化観光の拠点整備を推進するとともに、休憩所を含めた周辺施設等も有効に活用し、観光誘客及び物産振興を推進します。

②観光振興地域の活用推進

- ・「安慶名闘牛場」や「石川多目的イベント公園（通称：石川ドーム）」、その他文化財等、既存の文化・観光資源の充実に努めます。

③歴史・文化のPR活動の展開

- ・「勝連城跡」やエイサー等の歴史・文化を市のシンボルとしてPRします。
- ・市の大切な文化・観光資源でもある文化財をPRするため、パンフレットやホームページ等による情報発信に努めます。

●事業者

- ・本市の自然や文化・観光資源を理解し、PRに努めます。

●市民等

- ・本市全域の文化財ボランティアガイド等に応募し、地域住民の参加による歴史資源のPR活動に協力します。
- ・本市の自然や文化・観光資源を一人ひとりが理解し、PRに心がけます。

(4) 地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進

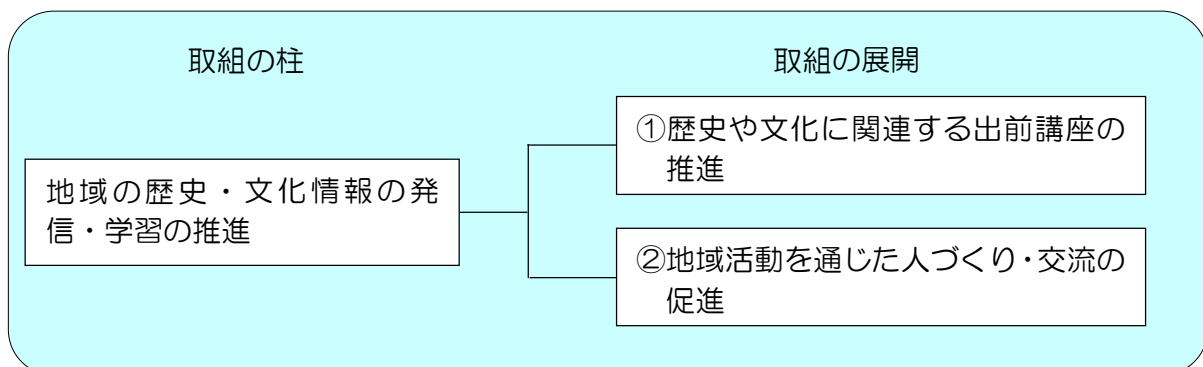
1) 現況と課題

○私たちの今日の生活は、先人の残した貴重な文化遺産を基盤に成り立っており、文化財の保存と活用は、郷土の歴史・文化・民俗芸能等を理解するのに欠かせないものです。現代を生きる私たちは、子孫から預かっている文化財を大切に保護し、誤りなく伝える義務を負っています。そのため、市民の文化的向上に資するとともに、文化財に関する意識の啓発を図り、大切な文化財の調査・保存・活用等に努めることが求められています。

○「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている「勝連城跡」を市のシンボルとして県内外にアピールするとともに歴史学習の振興や歴史環境の保全に努める必要があります。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
NPO及び地域活動団体数 (歴史・文化関連を含む)	23 団体 (平成 23 年度)	40 団体 (平成 28 年度)
地域活動支援助成事業の応募数 (歴史・文化関連を含む)	13 件 (平成 23 年度)	25 件 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①歴史や文化に関連する出前講座の推進

- ・本市全域の文化財ボランティアガイド等、地域住民の参加による歴史資源のPR活動を図り、出前講座等を通じて事業者や市民等への周知に努めます。
- ・歴史・文化施設や伝承文化を教える「うるま市出前講座」を設けるように努めます。

②地域活動を通じた人づくり・交流の促進

- ・郷土に誇りを持ち、明日のうるま市を支える人材の育成に努めます。

●事業者

- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解するよう出前講座等の利用に努めます。

●市民等

- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解するよう出前講座等の利用に心がけます。

4-5 地球環境（身近な取り組みで地球環境保全に貢献するまち）

（1）地球温暖化対策の推進

1）現況と課題

①地球温暖化の原因と影響

○地球は、太陽光によって直接暖められますが、暖められた地球からも反射や輻射熱が放出されます。大気に含まれる二酸化炭素等の温室効果ガスは、輻射熱を一部吸収し、再び地表に放射するため、地球全体は急激な温度変化もなく、平均気温が約 15℃に保たれています。

○地球温暖化とは、産業革命が始まった 1750 年代以降、化石燃料（石油や石炭等）を大量に燃焼し続けた結果、温室効果ガスの大気中濃度が増加し、熱の吸収・放射が多くなった現象をいいます。

○気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の「第5次評価報告書」によると、温暖化については疑う余地がなく、20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高いと報告されています。また、世界の平均気温は、1880～2012 年の間で 0.85℃上昇し、世界平均海面水位は、1901～2010 年の間で 19cm 上昇しています。2100 年には、世界の平均気温は 4.8℃、海面水位は 82cm 上昇すると予測されています。

○地球温暖化により、生態系への影響や自然災害の増大のみならず、海面上昇による居住地域の減少、熱中症・マラリア・デング熱等の健康への影響、食糧生産及び水資源等に大きな影響を与えると予測されています。



風力発電（具志川火力発電所）



太陽光発電

（写真提供：JX日鉱日石エネルギー株式会社）

②本市全域の温室効果ガス排出量

○平成 23 年度における本市全域の温室効果ガス排出量は、78.8 万 t-CO₂（二酸化炭素換算）と算定されました。

平成 22 年度の 79.2 万 t-CO₂と比較すると 0.4 万 t-CO₂（0.4%）減少しています。また、平成 12 年度の総排出量 97.6 万 t-CO₂と比べ 18.8 万 t-CO₂（19.3%）減少しています。これは、市内に立地していた製油所の閉鎖が要因として挙げられます。

平成 16 年度以降、77.1～80.9 万 t-CO₂で、ほぼ横ばいに近い状態で推移しています。

○平成 23 年度の部門別構成比をみると、民生家庭部門（26.1 万 t-CO₂、構成比 33.1%）が最も大きく、次いで民生業務部門（20.7 万 t-CO₂、構成比 26.2%）が大きくなっています。

○本市は、多くの市施設をかかえることから、地域の大規模な事業者の一つとして捉えることができ、市職員が率先して省エネルギー対策や地球温暖化対策を行う必要があります。

③地球温暖の影響と適応策について

○沖縄県は、亜熱帯地域にあり、温暖化による健康への影響が他の都道府県以上に懸念されています。特に、温暖化に伴う気候変動により渇水リスクが高まる等、水資源への影響が危惧されています。

○本市は海岸線に近く住宅地等が集中する地域があり、地球温暖化による台風や高波の大型化、海面水位上昇に伴う浸水区域の拡大により、被害の更なる深刻化が予測されています。

○農業においては、異常気象の発生により農作物の収穫量等への影響が考えられます。

○上記の気候変動による影響に対し、自然・社会システムを調整することにより、被害の防止や軽減を行う「適応策」の検討が課題となります。

④省エネルギー

○エネルギーは、私たちの生活には欠かせません。主要なエネルギー源として石油等が広範囲に使われています。エネルギーの消費を減らし、温室効果ガス排出量を抑制する等、エネルギー利用のあり方を見直すことで、主要なエネルギー源の長期的な利用と、温室効果ガス排出量を減らすことができます。本市は、エネルギー利用のあり方を見直し、持続可能な社会の構築をめざします。

表 4-5.1 本市全域における温室効果ガス排出量の推移

		単位：万t-CO ₂											
種類	年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
CO ₂		97.6	99.3	95.8	97.7	77.1	77.4	78.1	80.9	78.5	78.5	79.2	78.8
2000年度比		100.0%	101.7%	98.1%	100.1%	78.9%	79.3%	80.0%	82.8%	80.4%	80.4%	81.1%	80.7%
前年度からの伸び率(%)		—	1.7%	-3.5%	2.0%	-21.2%	0.4%	0.9%	3.5%	-2.9%	-0.1%	0.9%	-0.4%
県CO ₂ 排出量		1,199.4	1,248.7	1,282.0	1,335.1	1,347.4	1,334.8	1,336.9	1,342.9	1,338.5	1,324.1	1,341.3	1,321.4
うるま市が占める割合		8.1%	8.0%	7.5%	7.3%	5.7%	5.8%	5.8%	6.0%	5.9%	5.9%	5.9%	6.0%

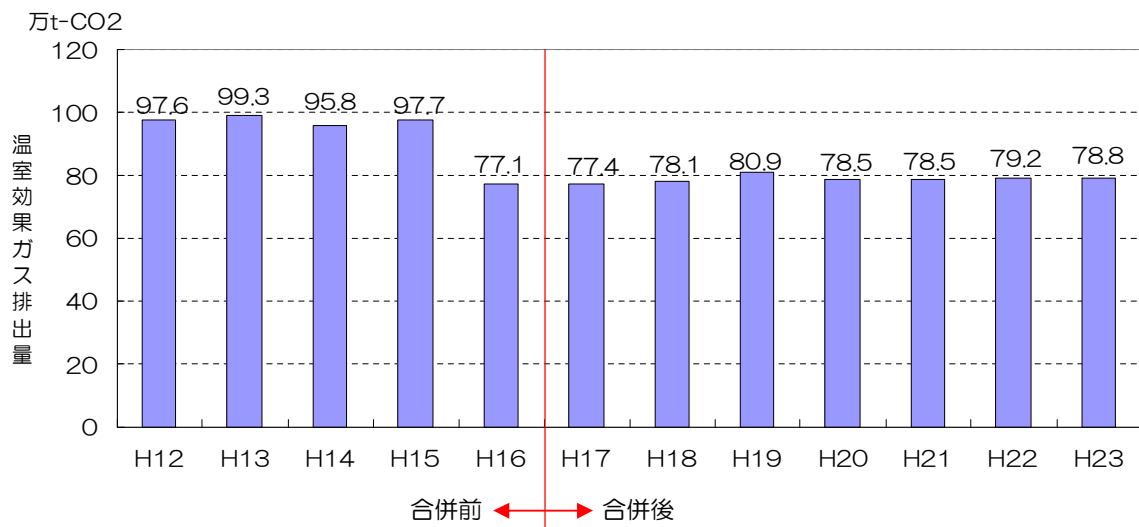


図 4-5.1 本市全域における温室効果ガス排出量の推移

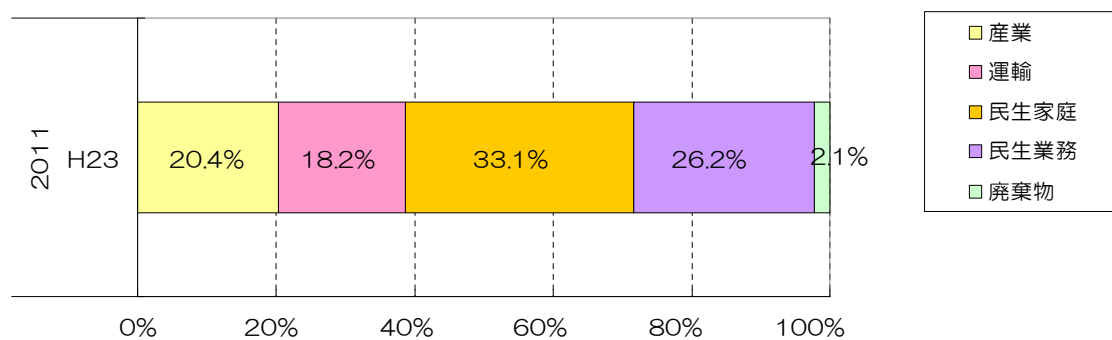
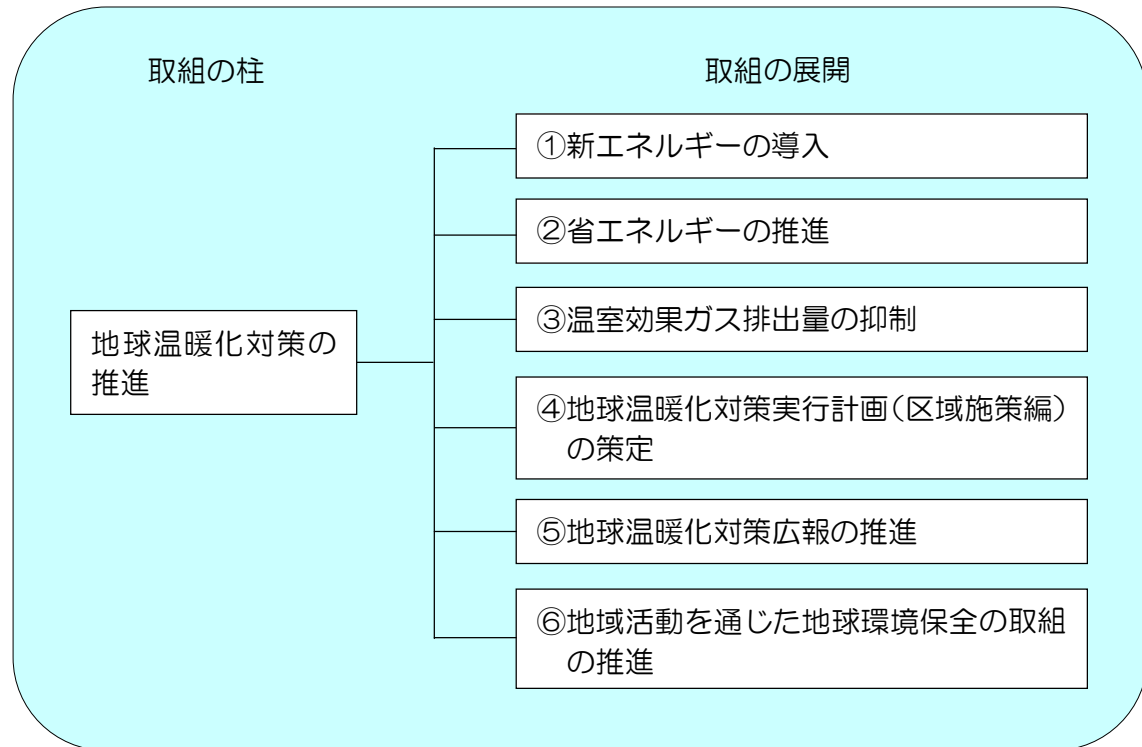


図 4-5.2 本市全域の部門別二酸化炭素排出量 構成比 (平成 23 年度)

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
市施設におけるCO ₂ 排出量(※1)	20,679 t-CO ₂ (平成25年度)	減 少
沖縄県観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金交付件数の累計(※2)	1 件 (平成25年度)	増 加

※1 「うるま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」により設定

※2 「観光施設等の総合的エコ化促進事業」(沖縄県環境政策課)の実績より設定

4) 主体別の取組内容

●市

①新エネルギーの導入

- ・太陽光発電・太陽熱システム等の普及啓発に努めます。
- ・太陽光発電・太陽熱システム等の公共施設への導入に努めます。
- ・バイオ燃料の利活用を検討します。

②省エネルギーの推進

- ・「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」による、省エネルギー等の地球温暖化対策を率先して進めます。
- ・市施設は、ESCO 事業の継続実施を図り、光熱水費の削減に努めます。

③温室効果ガス排出量の抑制

- ・公共交通機関の利用を促進します。
- ・自転車・徒歩による移動を促進します。
- ・公共工事における温室効果ガス排出量の抑制に努めます。
- ・農産物の地産地消を推進します。
- ・低炭素型住宅の普及促進に努めます。

④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

- ・市全域を対象とする地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

⑤地球温暖化対策広報の推進

- ・地球温暖化対策の啓発及び広報活動に努めます。
- ・地球温暖化対策活動を行うNPO等の活動をサポートし、ネットワークづくりの機運形成に努めます。

⑥地域活動を通じた地球環境保全の取組の推進

- ・市、事業者及び市民等の協働による身近な地球環境保全の取組を推進します。
- ・環境教育・エネルギー教育を推進します。

●事業者

- ・事務所の新築・改築の際は、太陽光システムやコージェネレーションシステムなど新エネルギーの導入に努めます。
- ・事務所の新築・改築の際は、省エネルギーに配慮した低炭素型建築物を検討します。
- ・社内で省エネルギー活動の実践に努めます。
- ・OA機器・設備機器の導入時には、エネルギー高効率製品の購入に努めます。
- ・車両はハイブリット車等、エコカーの導入に努めます。
- ・エコドライブを実践します。
- ・市や市民等と協働して身近な地球環境保全の取組に努めます。
- ・環境教育・エネルギー教育の推進に協力します。

●市民等

- ・住宅の新築・改築の際は、太陽光発電・太陽熱システムなど新エネルギー機

器の導入を検討します。

- ・住宅の新築・改築の際は、省エネルギーに配慮した低炭素型住宅を検討します。
- ・家電の買換え時には、エネルギー高効率製品の購入に心がけます。
- ・公共交通機関の利用に努めます。
- ・エコドライブを実践します。
- ・エコな生活の実践に努めます。
- ・市や事業者と協働して身近な地球環境保全の取組に努めます。
- ・環境教育・エネルギー教育に努めます。